

新風 SHINPU

がんばれ 菊池！ 市民と共に郷土づくり

前川おさむ県政だより

vol. 16 号

平成10年11月

“「住民を守る」立場で環境保全協定を” 知事が意欲を表明！

の代表として与えられたすべての権限とあらゆる可能性を探りながら、この問題に全身をかけて取り組んでまいりました。この間、住民から提出された請願の採択や意見書の提出など、県議会の皆様のご理解あるご協力のおかげで、住民の意思を議会で反映することができたことを大変ありがたく心より感謝いたしますとともに、熊本県議会の一員であることに誇りを感じるのであります。しかし現実は、十一月には焼却施設は出来上がるそうであります。今回の場合では、法律と民意の壁は大変厚く、県議会の総意をもつても、民意をいかすことなどが大変厳しい状況となりました。今、残された解決の可能性は、行政訴訟に勝訴するしかありません。しかし客観的に見て、裁判ですので百パーント勝てると断言することはできません。また、裁判が長期化する可能性もある中で、今裁判以外の次善の策として「住民を守る」という立場で、操業期限や監視体制を盛り込んだ環境保全協定を、県が立会人となつて市と会社が締結することは、裁判で勝利するまでの補完

菊池市の産廃問題について、知事の答弁を受けた私の言葉であります。知事は、菊池市民からの行政訴訟とは別の問題として、市と業者との間で、操業の期限や監視体制を盛り込んだ「環境保全協定」を結ぶことが、結果として「住民を守ること」になるという考え方を、県議会で表明いたしました。私は、基本的にその考え方を了しました。その根拠は、第一点に、法律の不備や、産廃行政のあり方を問う行政訴訟については、そのまま主張を続けて闘うこと、つまり裁判は裁判として闘い、協定の条件とはしないことの確認があつたこと、第二点は、裁判で勝利することが最善の結果であるが、裁判である以上一〇〇%勝利すると断言できること、そして、もしも我々がこの裁判で敗訴した場合、歯止めが利かなくなること、また、この裁判の訴訟指揮が法務局、つまり国であるということから、裁判が長期化する可能性があること、第三点は、この裁判で勝利しても、訴訟の対象はあくまで焼却施設であり、最終埋立処分場は、そのまま操業を続けることが可能であること、

の補完処置として、また行政の「市民を守る」責任による次善の策として、この知事の提案を了とすものであります。また、自民党県議団は、この問題を大変重要な課題として捉えて、冒頭に述べた通り法定によりされる産廃最終処分場の公表等のしました。

県は積極的関与を 菊池市の産廃焼却炉問題 自民党団議団が要望

として、また、行政の「市民を守る」責任上の次善の策として、この知事の提案を了とすものであります。また、自民党県議団は、この問題を大変重要な課題として捉えて、県が当事者の立場で協定に積極的に関与することを求め、①県の責任②搬入最終処分場とも使用期限の明示③焼却施設、たり法定以上の検査を県が行い、その結果の公表等の条項を盛り込むことを申し入れ

菊池市の産廃焼却炉問題
自民党県議団が要望

菊池市の産業廃棄物処理会社が市新規燃焼炉設置申請で、農林省監視団(北里連)助回は二十九日、翌二〇日にも予想される営業運転開始までに総合開示した多額などを結する所をめぐる。

ますとともに、私も全力で取り組んでまいりますことをお誓い申し上げます。」

以上のことを
考えた上

朝日新聞

ちりの商賣が出来ない
ことを知らぬ者十日間の資
産積金を支給（開港税）を
設立したが、埠頭の市
民が税金入りで難色を示し
た結果がある。

今回は埠頭税は承諾され
が、船頭税と埠頭税は「開
港税をたなびいて」して、
船舶税は埠頭税と具体的
な内容を結んで「埠頭
税」と記述される。

開港税は埠頭税と新
たに認定されているのは、
シヨレタヌアベヌルないを
酒類や茶など通商キルン方
式の免税だ。二十四時間操
動で一日の販売能力を
持つとされる。

列県議会一般質問

◀環境対策特別
副委員長としても活躍

た、これらの業務の集約および強化によって、熊本におけるNTTの社員数は、再編生後においても現行と同程度となる見込みであるとお聞きしている。熊本にしっかりと九州の拠点機能が維持されるよう、今後も要望していきたい。

3 第24回全国菓子大博覽会熊本大会について

菓子博の開催によりもたらされる効果という面で、県としても政策的見地から積極的に地域活性化の有力かつ効果的な手段として位置づける意義は十分。菓子博覧会をどう認識し、どのような支援措置を考えておられるのか？

《答弁：商工観光労働部長》

県としても、博覧会の開催により本県産業の振興にも寄与するものと考える。特に、過去の大会の実績からしても入場者数が50万人から60万人と見込まれることから、博覧会開催の経済波及効果も大きく、21世紀初頭を飾る重要なイベントになるものと考える。県菓子工業組合から詳細な内容をお伺いしたうえで、市や関係機関ともよく協議し、県としての適切な対応を行ってまいりたい。



4 菊池市地内の河川および道路の整備について

(1)菊池川の河川改修工事について

菊池川河川改修工事のふるさとの川整備事業の計画と、具体的な工事着工時期について、さらに工事区間下流の農業用水の赤星堰について、具体的にいつ着工なさるのか？

《答弁：土木部長》

県管理区間の起点から今村橋までの約600mの区間については、平成11年度から一部工事に着手したい。今村橋から上流区間についても、引き続いて工事ができるように、計画的な用地取得に努めたい。また、現在の赤星堰は、堰管理者である土地改良区と平成11年度には改築に向けて協議を開始し、12年度に着工できるよう努力したい。

(2)国道325号の計画について

今後の路線計画次第では、菊池市の将来に大変大きな影響を及ぼす道路でもありますか？

《答弁：土木部長》

国道325号の菊池市付近4車線化は、菊池市の将来ビジョンと整合しながら、広域的な連携が図られる道路として整備すべきであり、菊池市都市計画マスター・プランの策定状況等も推察しながら、検討してまいりたいと考えている。

(3)県道整備について

①一般道飼生菊池線について

いよいよ来年は斑蛇口湖において国体ボート協議が開催される。現在の進捗状況と全線開通に向けた今後の計画は？

《答弁：土木部長》

穴川区より大分県境までは平成8年度から緊急対策として、11箇所の急カーブ解消を計画し、平成10年度までに8箇所完了する予定である。残り3箇所は、11年度完了に向けて努力してまいりたい。また、全線改良については、現在穴川集落区間のバイパス整備に努めており、平成13年度末の供用を目指し事業を推進してまいりたい。残り3.8kmの未改良区間は地形が急峻で難工事が予想されるため、効率的な事業計画を検討したい。

②主要地方道菊池赤水線藤輪橋について

菊池川河川改修工事に併せて橋の架け替え事業に取り組んでおられると聞いている。具体的な計画内容は？

《答弁：土木部長》

藤輪橋は中州を挟んで三つの橋が架かっており、その中で一番狭い第三藤輪橋は河川改修として必要な土地も含め、平成10年度において用地買収を進め、平成11年度で工事に着手し、平成12年完成を目指す。残り二つの橋についても順次整備を進めてまいりたい。

③一般道日生野隈府線について

陣床地区の約100m区間の工事着工予定および日生野原本村の未改良区間の今後の計画は？

《答弁：土木部長》

陣床地区で用地交渉を進めており、早期の工事着工に努めたい。また、日生野地区から原本村地区までの2.1kmの未改良区間にについては、道路幅も狭く車の離合も困難でかつ山地部であるため、今後生活道路として事業の進め方について検討を進めてまいりたい。



◀改修が待たれる赤星堰

平成10年9月定

▶産廃問題について
質問する前川県議



去る9月21日、9月定例県議会で前川收県議が一般質問をいたしました。現在、菊池市の最重要課題であります産業廃棄物問題をはじめ、市民の代表として、県執行部に鋭い質問を行いました。紙面にて質問・答弁の要旨をお知らせいたします。(当日のビデオを貸し出しております。後援会事務所にご連絡ください。)

1 産業廃棄物焼却施設の設置に係る諸問題について

(1)産業廃棄物焼却施設の設置許可取消しを求める行政訴訟について

この裁判と県の立場について、さらに今後、紛争予防要綱はどのように運用していくのか?

《答弁:環境生活部長》

産廃処理施設の設置許可に関する事務は、国から県が委任された機関委任事務であり、法律に基づき、県は福岡法務局の訴訟指揮に従い対応しているが、県と県民が裁判の場で争うことは誠に残念。

今後の要綱の運用については、基本的にはこれまで通り手続きを踏むことにより、情報の提供や計画への住民意見の反映を図るなど、地域住民の合意形成に向け努力して参りたい。

(2)住民同意の問題について

本年6月施行の住民同意を必要としない改正廃棄物処理法と、多数の他県が住民同意条項を存続させることについての県の考えは?

《答弁:環境生活部長》

各県が住民同意の取扱いについて検討したことは承知している。本県としては、今回の法改正の趣旨にのっとり適正に対応してまいりたい。

(3)産業廃棄物焼却施設の設置にかかる今後の対応について

①現在の工事の進捗状況と営業に至るまでに必要な手続きは?

《答弁:環境生活部長》

工事の進捗率は、8月末現在85.5%であり、このままのペースで進むと本年11月上旬に工事が終了する予定で、会社は既に許可を取得しており、試運転の後届出をするだけで営業できることとなる。

②裁判以外の方法で、この問題を円満に解決する方法はないのか?

《答弁:知事》

市と会社が早急に環境保全協定を締結し、市民の生活環境の安全確保を図ることが、菊池市民のために最良の策と考えられるので、そのために最大の努力をして参りたい。

○知事の答弁について

最大の努力とは、県が市と会社の間に立ち、市民を保護するという立場で環境保全協定の締結をめざすということなのか?

《答弁:知事》

市民を保護するという立場で、県が菊池市と会社の間に立ち、操業の期間と監視体制等を盛り込んだ環境保全協定が締結できるよう一杯努力したい。



◀藤輪橋は通学路でもあり
道幅が狭くて危険

2 NTT九州支社の見直しに対する県の対応と現状について

民間企業に関することはいえ、本県の地域経済社会に大きな影響をもたらすことは明らか。これまでNTT九州支社の存廃という問題に対してどのような対応をされたのか、また熊本にどのようなNTTの機能が維持されることになるのか?

《答弁:知事》

九州支社の存廃は、本県にとっても大きな問題であり、私自身も九州支社、東京のNTT本社の幹部とお会いし、九州支社が存続されるよう検討を要請し、その結果、これまでの経緯等に十分配慮して、再編生後においても、熊本を九州の重要な拠点と位置づけ、各種の取り組みを展開していくというお答えをいただいている。

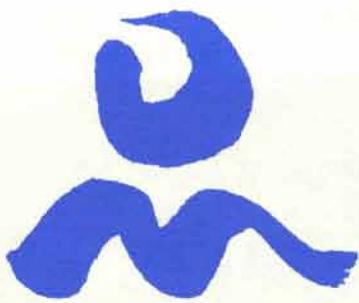
その内容としては、現在九州支社および各県の支店が持っている各部門を熊本に集約する方向であると聞いている。ま

前川杯 グラウンドゴルフ大会



第2回前川杯グラウンドゴルフ大会の表彰式

市民の皆様の健康増進と親睦を目的として前川杯グラウンドゴルフ大会が開催されました。これまで第1回(参加者約210名)第2回(参加者約220名)と開催され、天候にも恵まれ素晴らしい大会となりました。年齢・性別・経験等を問わずどなたでも参加できます。これからも年2回の予定で続けていきます。お気軽にご参加ください。



Osamu Maekawa

前川おさむ後援会

事務所 〒861-1306
菊池市大琳寺198-1
TEL 0968・24・2171
FAX 0968・24・2855
E-mail maekawa @ mb.infobears.ne.jp
自宅 〒861-1307
菊池市片角119-2
TEL 0968・24・0471
FAX 0968・24・6228

總務常任委員長就任！

本年4月に前川県議が熊本県議会総務常任委員会委員長に就任いたしました。総務常任委員会は、県の予算・人事・企画について審議する、県議会の委員会の

中でも筆頭委員会といわれる非常に重要な委員会であります。委員長就任祝賀会には、市内の各界よりのべ約500名の方々が祝福にかけつけてくださいました



前川県議 今後
は市民のため県民のために益々精進を重ねてまいりますので、変わらぬご指導をよろしくお願い申し上げます。



▶広域基幹林道八方ヶ岳線・同西線の開通式

